



鶴申だより



青色申告会の会報は四季報になります。(年4回発行)

発行
鶴見青色申告会事務局〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145

FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

確定申告・記帳点検等ご予約一覧

手続き名	実施期間	予約受付開始日	予約窓口(QRコード)
2ページをご覧ください 記帳点検	9月1日 ~ 10月30日	現在、受付中！	※左下のQRコード【A】 を読み込んでください
3ページをご覧ください 年末調整	令和9年 12月1日 ~ 1月20日	11月25日から	※左下のQRコード【A】 を読み込んでください
4ページをご覧ください 確定申告 (記帳点検を受けた方)	令和9年 1月25日 ~ 令和9年 3月6日	11月16日から 12月18日まで	※右下のQRコード【B】 を読み込んでください
4ページをご覧ください 確定申告 (記帳点検を未受診の方)	令和9年 1月25日 ~ 令和9年 3月6日	12月1日から 12月18日まで	※右下のQRコード【B】 を読み込んでください

[QRコード A]
記帳点検・年末調整 用[QRコード B]
確定申告 用ネット予約から
指導員指名
ができます。

※今年度は試験的運用をしています

お電話でのご予約はこちらまで 鶴見青色申告会 TEL045-521-1145
(受付時間 9時~12時 13時~16時)

記帳点検のご案内

記帳点検は 10 月 30 日(金)午前中までです。

下記対象となる方は ぜひ記帳点検にいらしてください

- ・新規入会者の方
- ・会計ソフトの導入をされた方・検討している方・変更された方
- ・本年分が消費税課税事業者の方（令和6年分課税売上が1000万円超の方）
- ・インボイス（適格請求書発行事業者）の申請をされた方
- ・10万円以上の事業用固定資産を購入された方
- ・事業で利用していた車両等を売却された方
- ・記帳方法で分からない所がある方
- ・賃貸物件を購入、建替え、大規模修繕をされた方

☐ 土地建物等売却があり申告が必要な方

☐ 住宅借入金控除初年度の方

☐ 印の方は税務署等で事前に明細書作成が必要です。

必要書類についての相談は承ります。

ご来会を
お待ちしております。



① 記帳点検にお持ちいただくもの

- ※ 10万円以上の事業用固定資産の購入をされた方は、注文書や領収証をお持ちください。
- ※ 事業で利用していた車両等を売却された方は、明細が分かるものをお持ちください。
- ※ 不動産所得のある方は入退室があれば賃貸料等の明細が分かるものをお持ちください。
- ※ 借入金があれば、返済予定表をお持ちください。
- ※ マイナンバーカード(有効期限をご確認ください)

会計ソフト利用の方
ブルーリターン A 等
デスクトップ型をご利用の方

- ☐ USB
- ☐ 事業用預貯金通帳
- ☐ 上記①に該当する書類
クラウド型をご利用の方
- ☐ 事業用預貯金通帳
- ☐ 上記①に該当する書類

簡易簿記の方
青色申告控除額が10万円の方

- ☐ 現金出納帳
- ☐ 経費帳
- ☐ 事業用預貯金通帳
- ☐ 月別集計表
- ☐ その他備付帳簿
(売掛帳・買掛帳等)
- ☐ 上記①に該当する書類

複式簿記の方
青色申告控除額が65万円の方

- ☐ 振替伝票
- ☐ 総勘定元帳(補助簿を含む)
- ☐ 月別合計残高試算表
- ☐ 事業用預貯金通帳
- ☐ 上記①に該当する書類

年末調整相談のご案内

相談期間:令和8年12月1日(火)~令和9年1月20日(水)

年末調整の留意事項

- ① 従業員を雇われている事業主は全て年末調整業務を行います。源泉徴収税額がなくても申告は必要です。
- ② 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください。(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書の提出を受けて下さい。(扶養基準が給与収入136万円に引き上がりました))
- ③ 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。(12月31日時点の年齢19歳以上23歳未満の親族)
- ④ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

年末調整にお持ちいただくもの

- ・ 7月~12月に支払った給与明細書(支払った金額と預かっている税金が分かる書類)
 - ・ 納付書(10月下旬税務署より送付) ダイレクト納付を行っている方は届きません。
 - ・ 給与支払報告書 総括表(横浜市他市町村より送付)
 - ・ 給与受給者の国民健康保険・国民年金・生命保険
介護医療保険・地震保険・旧長期損害保険等の証明書など
- *新規雇用者の住所、生年月日、個人番号、扶養の有無などの確認や、前職がある場合前職の源泉徴収票も必要です

ご注意ください！！

確定申告期間中は年末調整業務を行いません。
必ず上記の相談期間内にご来会ください。

令和9年1月20日(水)を過ぎた場合、年末調整業務は4月1日(木)から行います。その際、別途手数料1,000円を承ります。確定申告業務を円滑に進めるため、ご協力をお願いいたします。

確定申告のご予約について

☆12月18日(金)までご予約受付いたします☆

記帳点検を受けた 会員様 ご予約受付開始は

令和8年11月16日(月)

記帳点検について3Pをご覧ください

記帳点検を受けていない 会員様 ご予約受付開始は

令和8年12月1日(火)

予約相談時間・・・1人50分(*予約枠がなくなり次第、終了となります！)

2027年1月						
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
休						休
10	11	12	13	14	15	16
休	休					休
17	18	19	20	21	22	23
休						休
24	25	26	27	28	29	30
休	申告 スタート					休

2027年2月						
日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
休						休
7	8	9	10	11	12	13
休				休		休
14	15	16	17	18	19	20
休						休
21	22	23	24	25	26	27
休		休				休
28						
休						

2027年3月						
日	月	火	水	木	金	土
28	1	2	3	4	5	6
休						休
7	8	9	10	11	12	13
休	◎	◎	◎	◎	◎	◎
14	15	16	17	18	19	20
休	◎					休
21	22	23	24	25	26	27
休	休					休
28	29	30	31	1	2	3
休						休

休業日

上記カレンダーの◎印は、指導員の予約のない日にちです。
当日受付順でご案内いたします。

土日祝は休業です。

但し、2月6日、13日、20日、27日、3月6日、13日の土曜日は午前中みの業務となります。

◎印の日にちは指導員の予約を受けつけておりません、当日受付順でご案内いたします。

書類不足、複数年または2人以上の申告、インボイス登録による消費税の申告等は再度のご来会になることもございます。ご了承下さい。

ご注意ください！！

- ・令和8年中に土地建物等売却があり申告が必要な方 や 住宅借入金控除初年度の方は、事前に明細書を作成していない場合、申告を終えることができません。税務署等で明細書作成をお願いいたします。
- ・令和8年中に特定口座以外の株式等の売却があった場合、計算書の作成が必要です。必ず事前にご来会ください。

令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

下記の改正は原則として、令和 8 年12月1日に施行され、令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

(1) 基礎控除の引上げ【基礎控除額(引上げられた範囲)】

合計所得金額 (令和 8・9 年分における 収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後		改正前	
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	令和 8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下 (206 万円以下)	104 万円	99 万円	95 万円	
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)		62 万円	88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)			68 万円	
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	67 万円		63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円		58 万円	

上記加算は、居住者のみ適用されます。なお、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。また、合計所得金額 2,350 万円超の場合には基礎控除額の改正はありません。

(注)改正後の所得税法の規定による基礎控除額 62 万円に、改正後の租税特別措置法による加算額を加算した金額となっています。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円	その収入金額×30%+8 万円	65 万円
190 万円超 220 万円以下		(69 万円未満となる場合は、69 万円)	その収入金額×30%+8 万円

給与収入金額 220 万円以下の場合について、給与所得控除額が上記表の金額のとおり改正されました。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の所得要件は以下のように改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (令和 8・9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 (136 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
特定親族	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	89 万円以下 (163 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の必要経費に算入する金額の最低保障額 69 万円

合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

※令和 8 年分の年末調整への影響

令和 8 年分の源泉徴収税額表を使用し、従来どおりの控除額で月々の源泉徴収を行い、年末調整で改正後の控除を反映し、年間の税額を再計算して精算。

※住民税・社会保険制度との関係(令和 8 年9月現在)

今回は所得税の税制改正であり、住民税の基礎控除の改正については未定です。令和 9 年度以後、給与収入 119 万円以下の場合、住民税は賦課されません。

社会保険の被扶養者認定は、特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、19 歳～23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満までは認定されます。

所得税の控除が増えたからと収入を増やすと、住民税・社会保険料の負担が発生する可能性があります。

令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

青色申告特別控除

10万円控除要件が変わります！

くわしい控除額の
シミュレーションはこちら



青色申告制度の届出を出されている方 税制改正で
青色申告特別控除額がどのように変わるか確認してみましょう。

◇現在の記帳は簡易簿記ですか？
(収入や経費を簡単な記帳方法で作成していますか)

はい

いいえ → 次ページの①
をご確認ください

事業所得の方

不動産所得の方

◇令和7年の事業の収入金額は
1,000万円を超えていますか？

はい

いいえ

10万円控除が適用
次ページの②
をご確認ください

◇令和7年の不動産収入金額が1,000万円を超えていて、
貸付物件は戸建てなら5棟以上、
貸室なら10室以上ありますか？
(駐車場は5台で1室と数えます。)

はい

いいえ

10万円控除が適用
次ページの②③
をご確認ください

令和9年分申告から青色申告特別控除額は 0円になります

※令和9年から複式簿記、もしくは会計ソフトを利用した記帳方法に変更することをご検討ください。

◇現在、会計ソフトで記帳されている方

法定申告期限までに電子申告すると青色申告特別控除 **65万円**が適用されます。
(法定申告期限までに書面提出すると控除 55万円ですが令和8年で終わります)

優良な電子帳簿に対応するソフトで記帳すると青色申告特別控除額が 75万円になります。
会計ソフトの設定をご確認ください。

現在キャンペーン中の会計ソフトで記帳をしたい方は、次ページ④をご覧ください。

①

令和8年分までは複式簿記または会計ソフトで記帳を行うと、青色申告特別控除が 55 万円もしくは65万円が適用されます。
※複式簿記控除額の上限は 65 万円、法定申告期限までに電子申告が必須です。

令和9年分から適用
控除額 75 万円の適用条件

- ① 優良な電子帳簿または請求書データ等との自動連携に対応する会計ソフトを利用
- ② 法定申告期限までに電子申告
- ③ 所定の届出書を税務署へ提出

ご注意ください

※ 事業所得者、事業的規模の不動産所得者が法定申告期限までに書面提出された場合でも控除額は0円となります。

②

簡易帳簿の記帳で控除額変更はありません。

法定申告期限までに電子申告もしくは書面提出することで青色申告特別控除10万円が適用されます。

③

不動産所得の方で令和7年の収入金額が1,000万円を超えていても、戸建てで5棟以下もしくは貸室で10部屋以下の場合は、青色申告特別控除10万円が適用されます。

複式簿記で記帳をされている方やご興味のある方は是非この機会にご利用をご検討ください

キャンペーン中の会計ソフトのご紹介です。



④ 会員様初年度利用 キャンペーン価格

クラウド版 会計ソフト

推奨品 ジョブカン 青色申告

65万円控除対応 | 一般・不動産の専業または兼業可 | Windows/Mac対応

自動保存で あんしん! | 会計データは 受渡し不要!

もしパソコンが壊れたら... | もしデータを失ったら... | 持ち帰ったデータは 自分で復元...

柔軟な操作性 | 共同作業の操作性 | 金融機関と連携

(税込)

3,300円

※次年度以降の利用料は 9,900 円です。

デスクトップ版 会計ソフト

低価格 ジョブカン Desktop 青色申告

青色申告ソフト

青色申告 | 初心者でもかんたん操作!

推奨品 | JIIMA | 電子帳簿ソフト 法的要件対応

65万円控除対応

e-Tax対応 | 電子帳簿保存対応

一般・不動産・農業の専業または兼業可

〈年間利用タイプ〉1年ごとの更新で常に最新版利用可能!

(税込)

1,100円

※次年度以降の利用料は 4,400 円です。

参加費無料

要予約

QRコードを読み込んで
ご予約いただけます



鶴見青色申告会 相続税・贈与税講習会・相談会のご案内

ご予約受付中です！10月15日(木)までにお申込ください。

講習会

定員30名 13:30～14:30
鶴見青色会館1階
※講義方式で行います。
10月19日(月)

個別相談会

定員20名 14:30～16:00
鶴見青色会館1階
※個別で相談を承ります。
10月19日(月)

無料法律相談

10月21日(水)までにお申込ください。

ご予約はこちらまで



お時間はお問い合わせください。
鶴見青色会館 2 階
※個別で相談を承ります。
10月27日(火)

鶴見青色申告会

TEL045-521-1145

受付時間 9時～12時
13時～16時

※枠が無くなり次第、受付終了とさせていただきます。

鶴見税務署からのお知らせ

令和8年から

鶴見税務署の確定申告の会場が変わりました。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の



**申告書作成会場は
「日石横浜ホール」**

※ 鶴見税務署内には申告書作成会場はありません。

開設期間	会場及び所在地
令和9年2月16日(火) ～3月15日(月) ※ 土、日及び祝日は除く。	日石横浜ホール 横浜市中区桜木町1丁目1番8号 日石横浜ビル1階

(注)令和8年9月現在の情報です。詳細は後日、国税庁ホームページでお知らせします。

令和8年分確定申告に利用する明細書の作成が必要な方は、オンライン事前予約をするためにLINEアプリをご利用ください。国税庁LINE公式アカウント「友だち追加」を行いご予約いただきます。今のところ予約開始の時期は公表されていません。

2月15日(月)までは税務署での対応となります。2月16日(火)～3月15日(月)までは令和7年分申告同様に「日石横浜ホール」での対応となります。どちらも必ず事前に予約を行ってください。

税務署 総合窓口における受付時間の変更について

令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間に変更となりました。受付時間は午前9時から午後3時です。

税務署 用紙コーナーの取りやめ

年末調整時期や確定申告時期等を含め、税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」の設置が取りやめされました。ですが総合窓口にご請求いただくことで、これまでどおり必要な用紙は交付されます。

ご自身で印刷される場合、必要な用紙は国税庁ホームページからダウンロードできます。鶴見青色申告会のHPからもダウンロードできるようにご案内いたします。

● 令和8年度 行事・法定納期限・振替納税日 ●

会 費 引 落 日	10月27日(火)	下記お知らせをご参照ください。
所得稅予定納稅第二期	12月 1日(火)	法定納期限・振替納税日
年 末 年 始 休 業	12月26日(土)～令和9年1月4日(月)	
一 般 指 導 等 最 終 日	令和9年1月20日(水)	
下 期 源 泉 稅 支 払 期 限	令和9年1月20日(水)	

※消費稅中間納付が年3回 年11回の方は國稅庁 HP をご参照ください。

中間申告分の納期限及び振替日について：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm>

下記該当される方は申告前の準備が必要です。

■令和8年中に 新たに住宅を購入された方（住宅借入金控除該当の方）

■令和8年中に 土地、建物の売却等をされた方

上記申告が必要な方は、別途書類作成が必要です。該当される場合には、鶴見青色申告会で事前準備のサポートをいたしますので必要書類をご準備いただき令和9年1月20日までにご来会ください。その後、稅務署で明細書等作成をしていただきます。

令和8年 神奈川県最低賃金
前年 1,225 円から 54 円引上げ

時給額 **1,279円**
令和8年10月1日から適用

一人親方保險料率改定について

令和9年度は一人親方保險料率の改定が予定されております。料率の発表後に保險料通知を發送いたします。通年より遅くなると思われるのでご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【事務局からのお知らせ】会費について

下期(10月～翌年3月分)の会費引落しについてお知らせします。

引落日:令和8年10月27日(火)

※前日までに口座残高の確認をお願いいたします。

万が一引落しが出来なかった場合

令和8年11月27日(金)に再引落しがございます。

スムーズな決済のため、事前の残高確認にご協力をお願い申し上げます。

職員會議のため 午後休業いたします

・10月30日(金) ・11月27日(金)

・12月21日(月)

【生活習慣病健診のご案内】

生活習慣病健診の申込用紙を会報と一緒に配付しております。申込締切日を過ぎていても、お受けできる場合がございます。健診の申込をお考えの方がおられましたら、事務局までご連絡ください。